

# 2024 年度 世界の人びとのための JICA 基金活用事業 募集要項

## NGO-JICA 協働事業：国際協力へのはじめの一步



**応募締切：2024年4月25日(木)17時(日本時間)**

2023 年 12 月  
独立行政法人 国際協力機構

## 1. 「世界の人々のための JICA 基金活用事業」の趣旨

「世界の人々のための JICA 基金活用事業」は、市民の皆様、法人・団体の皆様の「国際協力活動を応援したい」という思いのこもった寄附金により運営しています。本事業は、日本国内の団体が実施する「開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献する活動」及び「日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入れ支援に関する活動」を支援するものです。特に、活動経験が少ない団体を支援することも目的の一つとしており、JICA の配置した伴走支援者が事業の計画・実施・評価に関してコンサルテーションを行う「伴走支援制度」も用意しています。JICA では、この他、活動経験の少ない団体向けに各種研修等も提供しています（以下「8. JICA による支援制度」参照）。これらの研修や本事業を通じ、国際協力を目指す団体が知見・経験を蓄積し、本格的な国際協力活動にステップアップしていくこと、また、これにより市民の皆様、法人・団体の皆様からの寄附が何倍もの価値となって世界の人びとに届くことを期待しています。

## 2. 2023 年度募集要項からの主な変更点

今回、「対象となる団体（応募資格要件）」から、「過去 2 年間（2 年度）の平均収入が 3,000 万円程度以下である団体」を外しました。日本国内の社会問題等に関する活動実績が十分な団体であったとしても、上記 1. の趣旨に鑑み、国際協力分野での活動経験が少なければ応募可とすることが変更の理由です。

## 3. 対象となる団体（応募資格要件）

- (1) 日本国内に法人格を有する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、もしくは法人格を有しない任意団体（法人格のない社団）。なお、任意団体の場合は、日本国内に拠点があること、事業開始までに団体名義の銀行口座を用意することを要件とします。
- (2) 事業実施にかかる諸手続き及び書類作成を日本語で行うことができ、JICA と郵便、電話、電子メール等にて円滑に連絡を取り合うことができる団体。
- (3) 適切な会計処理が行われている団体。
- (4) 事業に際して NGO 登録等が必要な国・地域を対象とする場合には、採択通知後 1 年以内に NGO 登録等を完了できる見通しのある団体<sup>1</sup>。
- (5) 草の根技術協力事業（JICA 事業）及び NGO 連携無償資金協力事業（外務省事業）の採択実績がない団体。2024 年度の草の根技術協力の募集に応募を予定していない団体<sup>2</sup>。
- (6) JICA 基金活用事業の採択実績が 2 件以下である団体。
- (7) JICA が求める報告書等を提出期限内に提出することができ、ニュースレター

<sup>1</sup>国によっては NGO 登録や相手国関係機関からの了承取り付けが必要な場合があり、かつ、手続きに時間を要する場合や新規登録が難しい場合がありますので、応募前にホームページ

(<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/ngo.html>) にて NGO 登録や了承取り付けの要否を確認の上、不明な点があれば、JICA 国内機関（別添資料 1）に相談ください。

<sup>2</sup> 草の根技術協力への応募を想定されている場合は、JICA 国内機関に相談下さい。

作成や広報活動に協力できる団体。

- (8) 「独立行政法人 国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」<sup>3</sup>等、JICA 事業を実施する団体に求められる規則を遵守できる団体。
- (9) 反社会勢力ではない団体<sup>4</sup>。

#### 4. 対象となる国・地域

2023年12月時点で、別添資料2の国・地域及び日本国内を対象とします。これらの国・地域は、JICA 事務所又は支所<sup>5</sup>を設置している開発途上国・地域及び日本国内のうち、「外務省海外安全情報（危険情報）」<sup>6</sup>において「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」及び「レベル4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」とされる国・地域や、「JICA 国別安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」<sup>7</sup>において「業務渡航：禁止」としている国・地域を除いたものです。

上記対象国・地域であっても、JICA の国別安全対策措置に照らし、事業実施可能地域や実施手段等に様々な制約がある場合があります。応募に際しては、必ず当該国の「JICA 国別安全対策措置」を確認の上、同措置を踏まえた事業提案をお願いします。

また、応募後または採択後であっても、対象国・地域の治安状況の悪化等に伴う安全対策上の理由や外交政策上の理由から、採択の見合わせや取り消し、事業の保留や中断・中止を行う場合があります。

#### 5. 対象とする事業

##### (1) 対象事業

- ① 開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献する事業
- ② 日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入れ支援に関する事業

##### (2) 対象としない事業

- ① 応募団体の経済的利益に結びつくと考えられる事業
- ② 調査・研究・技術開発・試験を中心とした事業
- ③ 災害における緊急支援事業（災害からの復興にかかる活動は対象）
- ④ 文化交流を目的とした事業（多文化共生社会の構築推進を主目的とするものは対象）
- ⑤ 医療行為を伴う事業
- ⑥ 他組織または個人への資金提供のみを目的とした事業
- ⑦ 物品の購入のみで完結する事業
- ⑧ JICA 事業経費にて単価5万円を超える資機材を購入する事業
- ⑨ 基盤整備（建設や土木工事）を伴う事業

<sup>3</sup> 独立行政法人 国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン

([https://www.jica.go.jp/information/info/2020/20200702\\_01.html](https://www.jica.go.jp/information/info/2020/20200702_01.html))

<sup>4</sup> 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程

(<https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001212.htm>)

<sup>5</sup> JICA 海外拠点 (<https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>)

<sup>6</sup> 外務省海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>)

<sup>7</sup> JICA 国別安全対策情報ホームページ (<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>) からログイン ID 及びパスワードを申請し、「国別安全対策措置」をダウンロードください。

⑩ 宗教活動・政治活動、反社会勢力が関わる事業

(3) 参考情報（応募書類の作成に当たって適宜参考ください）

① 日本政府及び JICA の協力量針

ア) 日本政府の援助重点分野について

各開発途上国・地域には日本政府の援助重点分野が設定されており、外務省ホームページに「国別開発協力量針・事業展開計画」<sup>8</sup>が掲載されています（一部未作成の国もあります）。

イ) JICA グローバル・アジェンダ

JICA では、「人間の安全保障」「質の高い成長」の実現というミッションの下、SDGs の Prosperity（豊かさ）、People（人々）、Peace（平和）、Planet（地球）という4つの切り口から20の事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」<sup>9</sup>を設定しています。

② JICA 基金活用事業での過去の採択案件

過去に採択した主な事業事例（案件情報は JICA ホームページ<sup>10</sup>に掲載）

ア) 海外案件

- 貧困層女性・障害者等を対象とした職業訓練（養鶏、栽培技術、縫製・編み物、コーヒーの品質向上、伝統工芸品製作、音楽教師育成等）等を通じた収入改善事業
- 補完授業の提供、スポーツ指導等を通じた就学困難児童対象の基礎教育就学支援事業
- 海洋プラスチック削減、リサイクルステーション設置、リサイクルバッグ製作、太陽光発電普及、植林、教材や地図の作成等を通じた環境保護事業
- マラリヤ予防や乳幼児・妊産婦検診、新生児蘇生法講習、虫歯予防、水と衛生環境の改善、小中学校での健康教育、布ナプキン普及、地方医療環境の改善、在宅ケア等を通じた健康改善事業、保健人材やリハビリ人材の育成事業
- リハビリ、インクルーシブ教育、スポーツ、農業、中古電動車いすの提供等を通じた障害者の社会参加促進事業
- 防災教育や避難計画策定等を通じた防災事業
- マイクロクレジット等を通じた貧困対策支援事業（貸付金は支援対象外）

イ) 国内案件

- 外国人住民が暮らす団地での多文化共生社会構築等、日本国内の意識啓発を支援する事業
- 外国人防災リーダーの養成等、外国人材・家族の意識啓発と社会参画、担い手育成を支援する事業

<sup>8</sup>国別開発協力量針・事業展開計画([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni\\_enjyo.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html))

<sup>9</sup>JICA グローバル・アジェンダ

([https://www.jica.go.jp/TICAD/overview/publications/global\\_agenda\\_20.html](https://www.jica.go.jp/TICAD/overview/publications/global_agenda_20.html))

<sup>10</sup>採択事業実績詳細 (<https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/09.html>)

- 外国にルーツを持つ児童生徒と地元の児童生徒が共に学ぶ環境づくり、外国にルーツを持つ児童生徒の進路サポート等、外国人材・家族の教育機会確保やキャリア形成を支援する事業
- 日本語学習支援、日本語学習環境整備、日本語学習支援ボランティア養成等、外国人材・家族のコミュニケーション能力強化を支援する事業

## 6. JICA が負担できる経費

JICA が負担する経費は、直接経費（第三者への支出）のみを対象とし、100 万円を上限とします。以下を確認の上、不明な点は JICA 国内機関<sup>11</sup>（別添資料 1）に相談ください。

### （1）JICA 負担対象となる経費

- ① 現地渡航費（航空運賃）（対象：業務従事者等）
- ② 本邦渡航費（航空運賃）（対象：相手国側事業関係者等）
  - ✓ 現地渡航費・本邦渡航費それぞれ JICA が負担する経費全額の 40% を上限
  - ✓ 最も経済的で標準的な経路のエコノミークラス正規割引航空運賃を上限
  - ✓ 日本国内・事業対象国内の最寄りの国際空港を出発地、帰着地とする。最寄りの国内空港から国際空港までの国内便の航空賃を含めることも可。
- ③ 現地国内旅費・日本内国旅費（対象：業務従事者・相手国側事業関係者等）
  - ✓ 現地国内移動に必要なレンタカー代（運転手の傭人費を含む）
  - ✓ 公共交通機関（国内航空便を含む）の料金（現地渡航・本邦渡航の際の日本国内移動・現地国内移動に係る交通費も計上可）
  - ✓ 宿泊費（実費。海外渡航に伴う前泊・後泊費用を含む。JICA 上限単価<sup>12</sup>適用）
- ④ 活動経費（海外・国内で行う活動のために必要な経費）
  - 物品購入費・輸送費等
    - ✓ 事業実施に必要な物品の購入費（単価 5 万円未満）、修繕費
    - ✓ 輸送費（梱包、保険、関税、通関等に係る経費を含む）
  - セミナー・講習会・学校運営等関連費
    - ✓ 講師謝金（日本国内でのセミナー等では、JICA の謝金単価<sup>13</sup>適用が原則）
    - ✓ 教材の購入・作成費（翻訳費、製本費を含む）、教科書代
    - ✓ 通訳備上費、会場借上げ費、機械・備品などのレンタル料
    - ✓ 学校等に直接支払う授業料・給食費・制服代等（個別家庭への支払は対象外）
    - ✓ 入館料や入場料

<sup>11</sup>JICA 国内機関（<https://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/index.html>）

<sup>12</sup>草の根技術協力経理ガイドライン・旅費（宿泊料）（p14, p24）参照  
（[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone\\_keiri.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone_keiri.html)）

<sup>13</sup>草の根技術協力経理ガイドライン・講師謝金（p23）参照  
（[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone\\_keiri.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone_keiri.html)）

■遠隔活動費（遠隔にて事業を行う場合の環境整備費）

- ✓ インターネット環境整備・通信機器（単価 5 万円未満）
- ✓ オンライン会議ツール契約等に係る経費

■施設運営費（海外で行う活動のみ対象）

- ✓ 活動実施期間中に現地活動拠点となる事務所や備品等の借料

■傭人費（海外で行う活動のみ対象）

- ✓ 現地コーディネーターの傭上費（応募団体所属スタッフの人件費は不可）

⑤ その他経費

- ✓ JICA との契約に係る書類（証憑書類原本等）送付に係る経費
- ✓ 業務従事者の海外渡航・相手国事業関係者等の本邦渡航に係る海外旅行傷害保険加入料（上限額：合計 5 万円）
- ✓ 事業実施に伴う保険料（日本国内の活動に伴うボランティア保険料等）
- ✓ 事業経費の銀行送金手数料
- ✓ 外部関係者との会議に係る会議室使用料
- ✓ 事業の広報に係る経費
- ✓ この他、JICA が対象と認める経費

(2) 留意点

- ① 海外渡航に際し、渡航先国で新型コロナウイルス感染症関係の対応が義務付けられている場合、PCR 検査費用や隔離期間中の宿泊費の一部または全額を JICA で負担します。応募段階では計上は不要であり、採択後、覚書締結時まで調整を行います。
- ② 障害当事者である業務従事者が海外渡航を行う際等に、合理的配慮のための経費が発生する場合には、事業提案書の「事業経費内訳」欄に「合理的配慮に係る経費」として計上ください。事業経費（上限 100 万円）とは別に JICA による負担を検討します。
- ③ 以下の経費については、原則として JICA 負担の対象にはなりません。
  - ✓ 日当
  - ✓ 会議費（セミナー、ワークショップ等の際の茶菓代）
  - ✓ 「活動」を伴わない「物品配布」にかかる物品購入費
  - ✓ 設備等の整備費（固定資産となるもの）
- ④ 採択された場合も、事業提案書記載の経費申請内容がそのまま認められないことがあります。
- ⑤ 事業経費は、一旦、応募団体にて立て替えの上、四半期ごとまたは事業終了時に、経費報告書を提出の上、支払い・精算を行います。

7. 事業期間

(1) 対象期間

事業開始（覚書締結日）から 1 年以内。

(2) 事業開始時期

2024 年 11 月頃を目途に事業開始時期の設定をお願いします。事業対象国での

NGO 登録に時間を要す等の事情がある場合は、事業開始時期の柔軟な調整に応じます。ただし、遅くとも採択通知後 1 年以内には事業の開始をお願いします。

### (3) 留意事項

採択通知後 1 年以内に事業を開始できない場合には採択を取り消すことがあります。

## 8. JICA による支援制度

### (1) 伴走支援制度

JICA 基金活用事業では、応募団体への支援として、採択事業ごとに伴走支援者を配置し、事業の計画・実施・評価に関するコンサルテーションを実施しています。採択事業ごとの伴走支援者の配置有無は、団体の活動経験や希望等を考慮の上、JICA にて決定します。

### (2) 国際協力事業研修

JICA では、定期的に「NGO 等向け基礎から始める国際協力事業研修」<sup>14</sup>を開催しています。JICA 基金活用事業の事業提案書作成段階から事業実施段階に至るまでに必要とされる事業管理マネジメント手法を学ぶことができます。本募集期間中は以下の日程で開催を予定しており、受講料は無料です。これまで同研修の受講経験の無い方、受講からしばらく時間が経過している方等は、同研修の受講をお願いします。

#### ① 計画・立案編

2024 年 1 月 26 日～1 月 27 日 (1 月 10 日申込締切)

2024 年 3 月 1 日～3 月 2 日 (2 月 13 日申込締切)

#### ② モニタリング・評価編

2024 年 2 月 2 日～2 月 3 日 (1 月 17 日申込締切)

### (3) NGO 等提案型プログラム

上記研修に加え、NGO 等からの提案及び NGO 等への委託による、国際協力事業を実施する団体向けの能力強化プログラムも不定期に実施しています。NGO 等の団体ならではの企画・実施によるきめ細やかなプログラム<sup>15</sup>となっており、JICA PARTNER のウェブサイト<sup>16</sup>等で参加者の募集を行っています。

### (4) NGO-JICA ジャパンデスク

JICA では、開発途上国において本邦 NGO の活動を支援する「NGO-JICA ジャパ

<sup>14</sup> NGO 等向け基礎から始める国際協力事業研修

([https://www.jica.go.jp/partner/ngo\\_support/ngo\\_pcm/index.html#a02](https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/ngo_pcm/index.html#a02),  
[https://www.jica.go.jp/partner/ngo\\_support/ngo\\_pcm\\_02/index.html](https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/ngo_pcm_02/index.html))

<sup>15</sup> NGO 等提案型プログラム採択案件

([https://www.jica.go.jp/Resource/partner/ngo\\_support/ngo\\_proposal/adoption.html](https://www.jica.go.jp/Resource/partner/ngo_support/ngo_proposal/adoption.html))

<sup>16</sup> JICA PARTNER(<https://partner.jica.go.jp/>)

ンデスク」<sup>17</sup>を在外事務所に設置し、JICA が保有する各国情報の提供等を行っています。設置国は JICA ホームページにて確認ください。

### (5) NGO-JICA 勉強会

国際協力に関連する個別のテーマに対して、NGO 等及び JICA が情報を共有し、学び合う勉強会を不定期に開催しています。JICA PARTNER のウェブサイト<sup>18</sup>等で募集を行っています。

## 9. 事業進捗の公開

採択事業については、以下の機会等に事業内容等を公開します。

- (1) 採択時点 (JICA ホームページに団体名および案件名を掲載)
- (2) 事業完了時点 (JICA ホームページに終了時活動報告書を掲載、JICA 基金寄附者向けニュースレターに活動報告記事を掲載)

## II. 応募・選考・覚書締結手続き

### 1. 応募

#### (1) 応募締切日

2024 年 4 月 25 日 (木) 17 時 (日本時間)

#### (2) 応募書類

事業提案書 (別添資料 3)

#### (3) 提出先・提出方法

応募書類を pdf ファイルに加工し、団体の所在地を所管する JICA 国内機関 (別添資料 1) 宛に電子メールで提出してください。電子メールの件名及び事業提案書のファイル名を「JICA 基金活用事業応募\_【団体名】」としてください。なお、セキュリティ対策の都合上、zip 形式のファイルが添付されているメールは受信できないため、zip 形式でのファイル添付は避けてください。

#### (4) 留意事項

- ✓ 応募は 1 団体 1 件までとします。
- ✓ 募集期間中、応募に係る質問を JICA 国内機関で随時、受け付けています。
- ✓ JICA にて応募書類受領後、受信メールを送付します。応募書類提出後 1 週間以内に受信メールが届かない場合には、JICA 国内機関まで連絡ください。
- ✓ 応募締切日以降は、応募内容に関する相談や応募書類の差替え等には応じられません。
- ✓ 選考の過程で応募書類等に関する照会や面談等をお願いしたりすることが

<sup>17</sup> NGO-JICA ジャパンデスク

([https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/ngo\\_support/japandesk/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/ngo_support/japandesk/index.html))

<sup>18</sup> JICA PARTNER(<https://partner.jica.go.jp/>)



- あります。
- ✓ 応募書類一式は、JICA 基金活用事業の選考及び実施の目的以外には使用しません。
  - ✓ 事業提案書に必要事項の記載がない、本募集要項に違反している等、応募書類に不備や虚偽の記載がある場合は、不採択となります。
  - ✓ 応募書類の作成に先立ち、「I. 8. (2) 国際協力事業研修」に記載の「NGO 等向け基礎から始める国際協力事業研修」<sup>19</sup>の受講をお願いします。

## 2. 選考方法

JICA 及び外部有識者により、選考を行います。

選考は、資格要件の確認に加え、以下の基準により行います。

### (1) 対象となる事業の内容

- ①「開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上」、又は「日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入れ支援」の観点からの意義は大きいか。
- ②対象地域の課題や人びとのニーズが十分に把握されているか。
- ③目指す目標が明確であり、そのために必要な取組みが実施されているか。
- ④事業の継続性や発展性が期待できるか。
- ⑤NGO/市民による事業としての独自性を有しているか。
- ⑥社会課題解決のための新たなアイデアやアプローチが盛り込まれているか。

### (2) 団体の実施能力

- ①事業実施に必要な能力があるか。
- ②事業の実施を担う人材（又は協力者）を有しているか。
- ③資金確保は事業内容に対して十分か。

## 3. 選考結果の通知と覚書の締結

### (1) 選考結果通知

2024 年 8 月を目途に文書にて通知します。

### (2) 覚書の締結・内容

事業開始に先立ち、応募団体と JICA の間で覚書<sup>20</sup>を締結し、事業計画及びそれぞれの責任事項（以下参照）を合意します。覚書締結までには採択通知後 2 ヶ月程度を要する見込みです。なお、事業対象国において NGO 登録等の手続きが必要とされる場合には、同手続き完了後の覚書締結となります。

＜応募団体の責任事項＞

- ・ 本事業を自らの責任の範囲で実施する。
- ・ JICA の安全対策措置（渡航情報や緊急連絡先の共有、海外旅行保険加入、

<sup>19</sup> NGO 等向け基礎から始める国際協力事業研修  
([https://www.jica.go.jp/partner/ngo\\_support/ngo\\_pcm/index.html#a02](https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/ngo_pcm/index.html#a02),  
[https://www.jica.go.jp/partner/ngo\\_support/ngo\\_pcm\\_02/index.html](https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/ngo_pcm_02/index.html))

<sup>20</sup> 覚書雛形 ([https://www.jica.go.jp/Resource/partner/private/kifu/hk13rm0000007dj5-att/2023/form\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/partner/private/kifu/hk13rm0000007dj5-att/2023/form_01.pdf))

たびレジ登録、安全対策研修受講等)を遵守する。また、自己の責任と負担において、事業対象国及びその周辺における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、安全対策の検討と安全確保に努める。

- ・ 活動経費の支出報告及び証憑書類を覚書で定める期限内に JICA へ提出する。
- ・ 事業の進捗状況を適宜 JICA と共有し、事業完了時には、覚書で定める期限内に、活動結果や成果等を含めた活動報告書を JICA に提出する。

<JICA の責任事項>

- ・ 合意された経費を負担する。
- ・ 応募団体が対象国に渡航し、海外で事業を行う際に、現地の安全面に関する必要な情報等を提供する。

#### 4. 応募から事業開始までの手続きの流れ

	手続き内容	時期
1	応募書類の作成、JICA への提出	2024 年 4 月 25 日(木)17 時まで
2	選考	2024 年 5 月～7 月
3	選考結果の通知	2024 年 8 月
4	事業開始に向けた準備、NGO 登録等手続き (必要な国のみ)、覚書の締結	2024 年 9 月～10 月
5	事業開始	2024 年 11 月頃以降
6	伴走支援コンサルテーション (対象案件のみ)	事業開始前、事業実施中、事業終了時 (合計 5 回程度)
7	経費報告書提出、事業経費支払い・精算	四半期ごと、または事業終了時のみ (提出回数は案件ごとに決定)
8	活動報告書提出	四半期ごと、または事業終了時のみ (提出回数は案件ごとに決定)

以上

## JICA 基金活用事業における国内機関応募書類提出先 : 問合せ窓口

国内機関名	担当部署	応募書類提出・問合せ先	担当都道府県
北海道センター (札幌)	市民参加協力課	E-mail : hkictpp@jica.go.jp TEL : 011-866-8333	北海道 (道央・道北・道南)
北海道センター (帯広)	道東業務課	E-mail : jicaobic@jica.go.jp TEL : 0155-35-1210	北海道 (道東)
東北センター	市民参加協力課	E-mail : thictpp@jica.go.jp TEL : 022-223-5151	青森・岩手・宮城・秋田・山形県・福島
筑波センター	連携推進課	E-mail : tbictpp@jica.go.jp TEL : 029-838-1111	茨城、栃木
東京センター	市民参加協力 第二課	E-mail : tictpp2_kikin@jica.go.jp TEL : 03-3485-7036、7109、7044	東京・千葉・埼玉・群馬・長野・新潟
横浜センター	市民参加協力課	E-mail : yictpp@jica.go.jp TEL : 045-663-3251	神奈川・山梨
北陸センター	業務課	E-mail : hrichtpr@jica.go.jp TEL : 076-233-5931	富山・石川・福井
中部センター	市民参加協力課	E-mail : cbictpp@jica.go.jp TEL : 052-533-0220	静岡・岐阜・愛知・三重
関西センター	市民参加協力課	E-mail : ksictpp@jica.go.jp TEL : 078-261-0341	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国センター	市民参加協力課	E-mail : cictpp@jica.go.jp TEL : 082-421-6300	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国センター	業務課	E-mail : skictpr@jica.go.jp TEL : 087-821-8824	徳島・香川・愛媛・高知
九州センター	市民参加協力課	E-mail : kictpp@jica.go.jp TEL : 093-671-6311	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄センター	市民参加協力課	E-mail : oictpp@jica.go.jp TEL : 098-876-6000	沖縄

## JICA 基金活用事業における対象国・地域（2023年12月現在）

**アジア地域** 日本、インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、ジョージア、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス

**中南米地域** アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

**大洋州地域** サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

**中東地域** イラン、エジプト、チュニジア、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン

**アフリカ地域** アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ

**欧州地域** セルビア、トルコ

注) アフガニスタン、イラク、イエメン、シリア、スーダン、ニジェール、ブルキナファソ、南スーダン、ハイチ、ベネズエラについては、安全管理上の観点から、対象外とします。